

# 地 域 再 生 計 画

## 1. 地域再生計画の名称

地域の特産物を活かし都市と農村が共生できる街づくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県

南さつま市

## 3. 地域再生計画の区域

南さつま市の区域の一部（旧加世田市、旧金峰町、旧大浦町及び旧笠沙町）

南九州市内の区域の一部（旧川辺町）

## 4. 地域再生計画の目標

本地域は、三方を海に囲まれた自然豊かで、歴史の中で培われてきた文化や伝統などの地域資源も数多く有している農林水産業等の第1次産業を中心とした農村地域であるが、本県の南西端に位置している上に、全体的に傾斜地が多く平坦地が少ないなど、地理的・社会的条件が極めて厳しい地域であることから、都市部との生活利便性の格差等を背景に過疎、少子高齢化など地域産業や社会の衰退が懸念されている。

地域の基幹産業である農業は、茶を主体とした畑作と畜産の複合経営を行っており、特に地域全体の農業粗生産額の60%を占める畜産は、現在でも規模拡大が進んでいる状況にある。しかしながら、畜産団地が地形の複雑な台地上に形成されているため個々の団地が分断されており、幹線道路等へのアクセスも幅員の狭い道路に限定されるなど生体出荷や飼料の搬入等において大型車両の利用が困難な状況にある。

また、地域の約60%を占める森林は、利用可能な高齢級林が多く存在するものの、森林へのアクセス道路が無く木材の搬出利用や間伐等の森林施業に支障を来している。

本地域の均衡ある発展を図るためにには、地域にある「自然」、「歴史」及び「特産物」の貴重な地域資源を総合的に活用することが不可欠であり、そのためには地域資源をフレキシブルに連携させる道路網を整備し、個々のアクセスの利便性を改善することが急務である。

このため、当地域における重要な生産・生活基盤となる市道、林道及び広域農道の整備を総合的に推進し、効率的な道路ネットワークを構築することで市内外の物流体系を整備することにより地域の資源を有効に活用し、地域の発展と都市部との人的交流を図る。

また、合併市町村である南さつま市においては、旧市町間を接続し市内外へアクセスする新たな道路ネットワークが整備されることとなることから、市として的一体性が更に確保されることとなる。

**(目標 1) 地域の相互交流人口の維持**

(過去五ヶ年平均の特産品販売所の利用者数：90万人→90万人)

**(目標 2) 農林水産物の消費地である県都「鹿児島市」へのアクセス向上**

(各営農ブロックの基点から鹿児島市境までの平均アクセス時間：60分→50分)

**5. 地域再生計画の目標を達成するための事業**

**(1) 全体の概要**

南さつま市及び南九州市の各営農ブロックを貫く「広域農道川辺線」を集中的に整備し、畜産団地の一体化と農畜産物の物流効率化を図るほか、「林道大谷北線」の整備を行うことにより森林へのアクセスを確保し、地域材の搬出利用を促進するとともに、特用林産物等の森林資源の活用を図る。

また、南さつま市の基幹的な道路である「市道小浦黒瀬線」をはじめ、「市道白川縦貫線」、「市道大崎線」の改良工事を併せて行うことにより、市道、林道及び農道による効率的な道路ネットワークを構築する。

**(2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業**

**道整備交付金を活用する事業**

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 小浦黒瀬港線 昭和50年10月28日認定（道路法）
- ・市道 白川縦貫線 昭和56年 6月26日認定（道路法）
- ・市道 大崎線 昭和56年 3月25日認定（道路法）
- ・林道 大谷北線 平成21年 4月 1日登載  
（南薩地域森林計画）
- ・広域農道 川辺地区 平成 3年 9月25日計画確定  
（土地改良法）

**[施設の種類（事業区域）、事業主体]**

- ・市道（南さつま市） 南さつま市
- ・林道（南さつま市） 南さつま市
- ・広域農道（南さつま市及び南九州市） 鹿児島県

**[事業期間]**

- ・市道（平成22～26年度）
- ・林道（平成23～24年度）
- ・広域農道（平成23～25年度）

**[整備量及び事業費]**

- ・市道 3.81km、林道 0.79km、広域農道 1.35km
- ・総事業費 2,061,000千円（うち交付金 1,030,500千円）  
(内訳) 市道 566,000千円（うち交付金 283,000千円）  
林道 115,000千円（うち交付金 57,500千円）  
広域農道 1,380,000千円（うち交付金 690,000千円）

### (3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「地域の特産物を活かし都市と農村が共生できる街づくり計画」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

#### ① 農林水産省関係の事業

- ・ グリーン・ツーリズム

NPOとの連携による修学旅行生の農家民泊事業による体験型教育旅行の促進を行う。

- ・ やすらぎの空間整備事業（やすらぎの郷周辺整備）  
都市住民との連携による体験交流を行う。

#### ② 市町村関係の事業

- ・ 吹上浜砂の祭典関連事業

日本三大砂丘の一つである吹上浜の砂を活用することで、地域情報の発信し人と人との交流深め、郷土愛を育むことで、地域の活性化を図る。

- ・ スポーツ合宿誘致推進事業

スポーツ合宿の誘致による関連産業の活性化を図る。

- ・ 南さつま海道「とるば226」整備構想

国道226号沿線の雄大な景観を眺望する施設や関連する周辺施設の整備を行うことにより、本市の特色ある観光資源を有機的に結びつけるとともに、各施設間の回遊性を高め、本地域の活性化を図る。

## 6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関合同で達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

## 8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し